

岩見沢市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和6年5月30日 木曜日 午後2時50分から
午後3時35分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 2階会議室2-1・2-2・2-3

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲 一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)

委 員	瀧 本 勝 範	(議席 3 1 番)
委 員	黒 島 勝 美	(議席 3 2 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 3 3 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	米 澤 鎮 宏

日笠代理
議長

只今より、令和6年岩見沢市農業委員会第5回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号19番森委員、20番井川委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告2件、議案5件、協議案1件となっております。

会期は、本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

5月9日、令和6年度岩見沢市農業後継者対策協議会総会が、市役所で開催されております。5月28日、29日、全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請集会が、東京都、星稜会館・議員会館・文教シビックホールにおいて開催されましたが、私と土井局長が参加してまいりました。本開催におきましては、空知農業委員会で、会長15名、会長職務代理2名、事務局長7名、計24名が参加しております。5月28日、星稜会館での、北海道選出国會議員要請集会におきましては、与党、野党国會議員への要請を行いました。集会終了後、ホテル内会場で、渡辺孝一衆議院議員、稲津久衆議院議員、神谷裕衆議院議員、岸真紀子参議院議員と空知農業委員による懇親会が開催されました。5月29日、衆議院議員会館におきましては、渡辺孝一衆議院議員、稲津久衆議院議員へ空知農業委員会連合会の要望書を提出、要請してまいりました。内容につきましては、食料安全保障の確立、農地・経営・農業委員会関係の予算の確保について、要望書を提出いたしました。また、意見交換のなかでは、水田利活用交付金について、5年水張り後の予算確保を各議員と話し合い、要請してまいりました。要請活動終了後、文京シビックセンターにおいて、全国農業委員会会長大会に出席してまいりました。5月30日、本総会前に、第1回農政委員会が開催されております。以上でございます。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、事務局長。

事務局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の上段の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借1番外11件の賃借権の設定です。

次に、5ページ別紙2の下段から8ページ別紙5の上段の表に記載の所有権関係は、所有権1番外25件の農地保有合理化事業による所有権移転の設定です。

次に、8ページ別紙5から9ページ別紙6の上段の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権12番外7件の所有権移転の設定です。

次に、9ページ別紙6の下段の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借1番の使用貸借権の設定です。

以上につきまして、告示第77号で令和6年4月30日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

船戸係長 議 長 船戸係長	次に審議に入ります。 日程 5、議案第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。
	説明を求めます。
	議長、振興係長。
	振興係長。
船戸係長	それでは、総会議案 1 0 ページ、議案第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。
	総会議案 1 1 ページ、整理番号 1 番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、5 月 7 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。
	これらの案件については、農地法第 1 8 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
	日程 6、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。
	ここで、[] の議事参与を制限します。
	それでは、総会議案 1 3 ページ、整理番号 7 番について説明を求めます。
米澤主査	議長、事務局主査。
議 長	事務局主査。
米澤主査	それでは、総会議案 1 2 ページ、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。
	総会議案 1 3 ページ、別紙 1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 7 番について、先にご説明いたします。
	整理番号 7 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
	ここで、[] の議事参与の制限を解除します。
	それでは、残りの案件につきまして、説明を求めます。
米澤主査	議長、事務局主査。
議 長	事務局主査。
米澤主査	それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
	議案 1 3 ページ、別紙 1 の整理番号 1 番から 6 番、及び 8 番から 1 0 番、議案 1 4 ページ、別紙 2 の整理番号 1 1 番から 1 4 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。
	以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
	日程 7、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。
	説明を求めます。
森田係長	議長、農地係長。

議 長
森田係長

農地係長。

それでは、総会議案 15 ページ、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 3 件で、内訳につきましては、所有権の設定が 2 件、賃借権の設定が 1 件でございます。

総会議案 16 ページ、整理番号 1 番に記載の譲渡人は、耕作困難なため、相続した農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は 5 月 13 日に瀧本委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号 2 番に記載の譲渡人は、耕作困難なため、相続した農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は 5 月 13 日に森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号 3 番に記載の貸主は、高齢で耕作困難なため、所有する農地を近隣農業者へ有償で貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は田で [] です。

なお、申請地は 5 月 13 日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 8、議案第 4 号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第 2 地区の説明をお願いいたします。

森常任委員長

森委員長

第 2 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 18 ページ、賃貸借 13 番の貸主は、新たに農業経営を開始する者に農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、農業経営を開始するものです。

次に、議案 19 ページ、所有権 35 番の譲渡人は、遠隔地に居住し耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、農業経営を開始するものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

森常任委員長は自席にお戻りください。

	次に第5地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。 それでは、総会議案20ページから22ページ、整理番号14番から16番、総会議案26ページ、整理番号36番について説明を求めます。
川北委員長	川北常任委員長。 第5地区常任委員会より、ご説明いたします。 第5地区常任委員会より、賃貸借14番から16番、所有権36番について先にご説明いたします。
	議案20ページから22ページ、賃貸借14番から16番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
	次に、議案26ページ、所有権36番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売り渡しでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声)
	無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 ここで、 の議事参与の制限を解除します。
	それでは、第5地区の残りの案件について、説明をお願いいたします。 川北常任委員長。
川北委員長	それでは、残りの案件について、ご説明いたします。 議案23ページから25ページ、賃貸借17番から19番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声)
	無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 川北常任委員長は自席にお戻りください。
	次に第7地区の説明をお願いいたします。 長森常任委員長。
長森委員長	第7地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案27ページ、賃貸借20番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
	次に、議案28ページ、賃貸借21番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、新たに農地を借り受けて、農業の経営の開始を図るものです。
	次に、議案29ページ、賃貸借22番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
	次に、議案30ページ、使用貸借2番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、使用貸借により農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声)
	無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 長森常任委員長は自席にお戻りください。
	日程9、議案第5号、現況証明についてを上程いたします。

澁谷委員

今月は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。

澁谷担当委員。

それでは、総会議案31ページ、議案第5号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、5月13日に、吉成委員、森委員とわたくし澁谷、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は8件です。

まず、総会議案32ページ、整理番号1番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、樹木が自生する等、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番、総会議案34ページ、整理番号4番、総会議案36ページ、整理番号8番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案34ページ、整理番号5番の申請地は、年月日不詳だが、宅地及び雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番、総会議案36ページ、整理番号7番の申請地は、年月日不詳だが、宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

澁谷委員は自席にお戻りください。

次に、北村地区について、説明をお願いします。

岩瀬委員

岩瀬担当委員。

それでは、北村地区の説明をいたします。

去る、5月13日に、東委員、川北委員とわたくし岩瀬、事務局伊藤主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は2件です。

総会議案36ページ、整理番号9番、総会議案38ページ、整理番号10番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

近藤委員

岩瀬委員は自席にお戻りください。

次に、栗沢地区について、説明をお願いします。

近藤担当委員。

それでは、栗沢地区の説明をいたします。

去る、5月13日に、杉村委員、日笠委員とわたくし近藤、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は3件です。

まず、総会議案38ページ、整理番号11番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号12番の申請地は、年月日不詳だが、畑として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案40ページ、整理番号13番の申請地は、年月日不詳だが、宅地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、住宅が建設されており宅地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

近藤委員は自席にお戻りください。

日程10、協議案第1号、農業委員会の「活動の点検・評価」についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案42ページ、協議案第1号、農業委員会の「活動の点検・評価」について、ご説明申し上げます。

このことにつきましては、総会前に開催しました令和6年度第1回農政委員会において協議をし承認をいただいております。

農業委員会法第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」となっていることから、本総会においてご承認いただきましたら、6月上旬に全国農業会議所へ提出し、6月末頃に公表されることとなります。

併せて、岩見沢市のホームページにも掲載をいたします。

それでは、お配りしております協議案第1号別紙にそってご説明いたします。

1ページ目は、現在の農業委員会の状況を記載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

2ページ目は、最適化活動の実施状況といたしまして、1最適化活動の成果目標(1)農地の集積につきましては、利用集積率が93.6%となっております。

令和5年度の集積面積は、目標18,882haに対し、19,026haとなっております目標を達成しております。

これにつきましては、各地区の農業委員さんが離農や規模縮小等、農業者の相談業務を事務局と連携し行った結果、目標を達成することができました。

続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消に関する評価です。

議長

昨年、皆様にご協力いただきました農地パトロールの結果となっており、農地パトロール以外にも、日頃から農業委員の皆様が担当地区の見回りを行っていただいている結果0となっております。

3 ページ目(3)新規参入の促進は、令和5年度の実績といたしまして、4 ページに記載のとおり3経営体で取得面積は8ha となっております。

4 ページ、5 ページは、2最適化活動の活動目標といたしまして、最適化活動の目標と実績について記載しており、目標に対しまして期待どおりの結果が得られました。

6 ページは事務の実施状況といたしまして、令和5年度の総会や各委員会の開催状況、3条許可、農地転用事務処理の実施状況でございます。3条許可は70件、転用許可は17件となっております。

以上につきまして、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他ですが、事務局より報告があります。

米澤主査

それでは、農地法6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業報告様式の項目追加についてお知らせいたします。

農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告については、毎年事業年度の終了から3ヶ月以内に事業の状況等に係る事項を農業委員会に報告することとされております。

国、道におきましては、例年の「事業報告」を活用して、「農地所有適格法人の活動状況調査(1月1日時点)」を実施しているところですが、農業における担い手が減少する中、農業法人は雇用労働力を確保しながら離農した農地の受け皿となることが期待されております。

この度、これまで調査データが十分ではない農地所有適格法人の、就業者の状況を把握し、必要な施策の検討に資するため、令和6年度の「事業報告」の様式に新たに、国の様式変更分の他、北海道独自の調査項目を追加いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

具体的な追加項目は、農地法第2条第3項の第2号関係、及び第3号関係、第4号関係の法人構成員の状況で、農業関係者及び農業関係者以外の者の状況、理事・取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況、重要な使用人の農業への従事状況の調査欄に、国籍等の記載欄を追加いたします。

また、「その他」として北海道の独自調査を追加します。

具体的には、常時雇用の就業者数を調査するもので、新規採用の就業者数と継続雇用している常時雇用の就業者数、及び外国人の技能実習生数、特定技能外国人数、それ以外の外国人数を調査いたします。

国から示されている様式には、該当があれば記載は必須で、北海道の調査項目は任意回答となっております。農地所有適格法人の、就業者の状況を把握し、必要な施策の検討に資することとされておりますので、任意とは申せ、回答方よろしくをお願いいたします。

新様式については、令和6年4月から使用可能となっており、後日、市のホームページに掲載するほか、本年12月に送付いたします様式も変更となりますので、ご注意ください。以上です。

船戸係長

私の方から情報提供といたしまして1件お知らせいたします。

総会議案に同封いたしました、「北海道農業公社の農地中間管理機構事業に係る手数料について(情報提供)」につきまして、ご説明いたします。

今回送付いたしました資料につきましては、北海道農業公社が農地中間管理機構事業(農地中間管理事業及び農地売買等事業)を実施する際に徴収する手数料に関する基本的な考

え方や、徴収方法及び用途等について記載されております。

今回の主な変更点については、これまでの農地中間管理事業の管理費や農地売買等事業における貸付タイプの受け手の諸経費については徴収しないこととし、10年の貸付を行う案件については貸付料を軽減したことです。

なお、農地中間管理事業については、手数料を当面徴収しないこととしておりますが、将来、国及び道の補助金が減額されるなど状況に変化が生じた場合は、再び徴収することを検討します。また、農地売買等事業についても将来、事業量の増減や公社の運営状況等によっては、手数料の見直しを検討することとしています。

なお、北海道農業公社が既に借入れ又は買入れし、貸付けを行っている案件については、従前のおおり、農地中間管理事業においては管理料を、農地売買等事業においては諸経費が毎年徴収されます。

これに伴い、これまで貸付タイプの貸付期間中に徴収した貸付料の一部を財源に、農用地等の売渡後「経営安定助成金」として受け手に対して助成の交付を行ってきましたが、当該交付金が「一時所得」として課税対象となることや、関係機関はもとより北海道農業公社においても、交付に関する事務手続きの負担が大きいことから、本事業を廃止した上で諸経費を下げることにしたところです。

なお、適用時期につきましては、令和6年4月以降、公社が新たに行う案件より適用し、令和6年3月以前に公社が行った案件については従前のおおりとします。

ご不明な点がございましたら、各地区担当者へご相談くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではありますが情報提供とさせていただきます。

只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月6月の総会ですが、6月24日(月)午後4時00分から、市役所2階会議室1・2・3で開催いたします。

来月6月の現況証明願いの現地調査は、6月11日(火)午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、2番久保委員、8番干場委員、14番留木委員、15番森田委員、16番松永委員、21番高田委員、28番戸田委員、29番米内山委員、32番黒島委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

議長